【基調講演】

「学生の多様化における学校(教員)の向き合い方」

講師 竹之内 章代(たけのうち あきよ)氏

プロフィール

社会福祉士

日本社会事業大学・大学院修士課程を修了 現在、東北福祉大学総合福祉学部社会福祉学科教授

研究活動

発達に遅れのある子どもや障がいがある子どもたちへの支援と家庭を支えるための 療育システム構築について研究しています。また、それらを支える人材育成として、 福祉専門職向けの研修の実施と評価を研究しています。

社会的活動

一般社団法人茨城県社会福祉士会会長、社会福祉法人茨城県社会福祉協議会会長、特定非営利活動法人スペース空理事長、宮城県契約締結審査会委員長(日常生活自立支援事業)、茨城県自立支援協議会会長、茨城県社会福祉審議会委員長、発達障害学会常任編集委員

実践活動

茨城を拠点に、相談支援事業と生活介護の他、発達に遅れのある子や気になる子ども などの発達相談や療育支援などを行い、保護者からの子育て相談を行っている。 また、知的障がいの方の6名の後見人等の活動を行っている。

学生の多様化における学校(教員)の向き合い方

一般社団法人茨城県社会福祉士会会長 社会福祉法人茨城県社会福祉協議会会長 東北福祉大学総合福祉学部社会福祉学科 竹之内章代

本日の内容

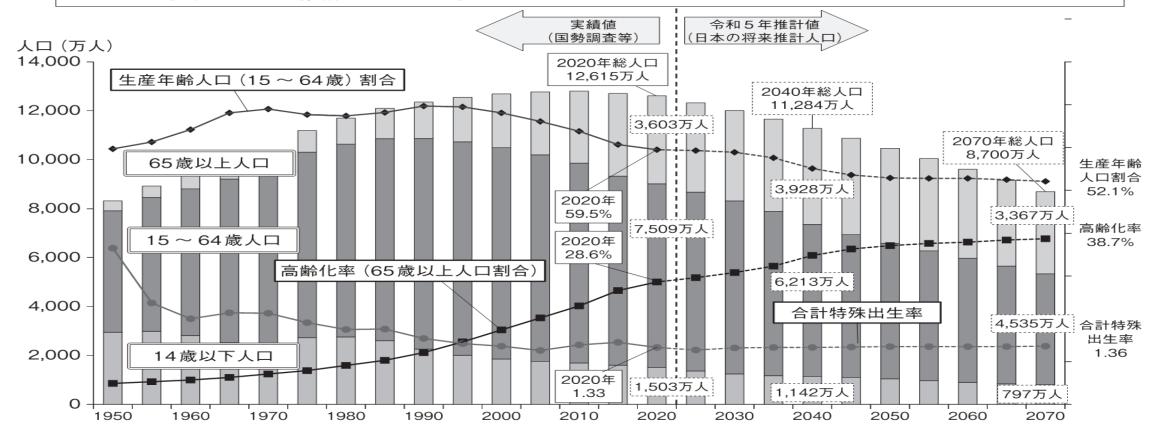
- 1. 学生達のおかれている状況~現状の理解
- 2. 多様な学生の姿とは~特性の理解
- 3. 学びの場での困難とは
- 4. 学びの場や教員に求められること

学生達のおかれている状況

日本の現状を理解する

日本の人口の推移

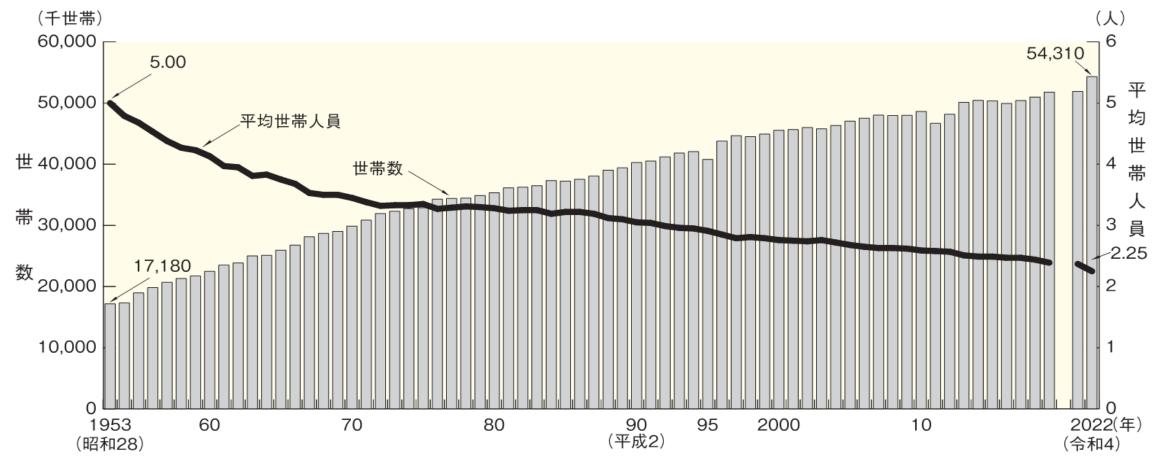
○日本の人口は近年減少局面を迎えている。2070年には総人口が9,000万人を割り込み、高齢化率は39%の水準になると推計されている。



(出所) 2020年までの人口は総務省「国勢調査」「人口推計」、合計特殊出生率は厚生労働省「人口動態統計」、 2025年以降は国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(令和5年推計)」(出生中位(死亡中位)推計)



世帯数及び平均世帯人員の推移

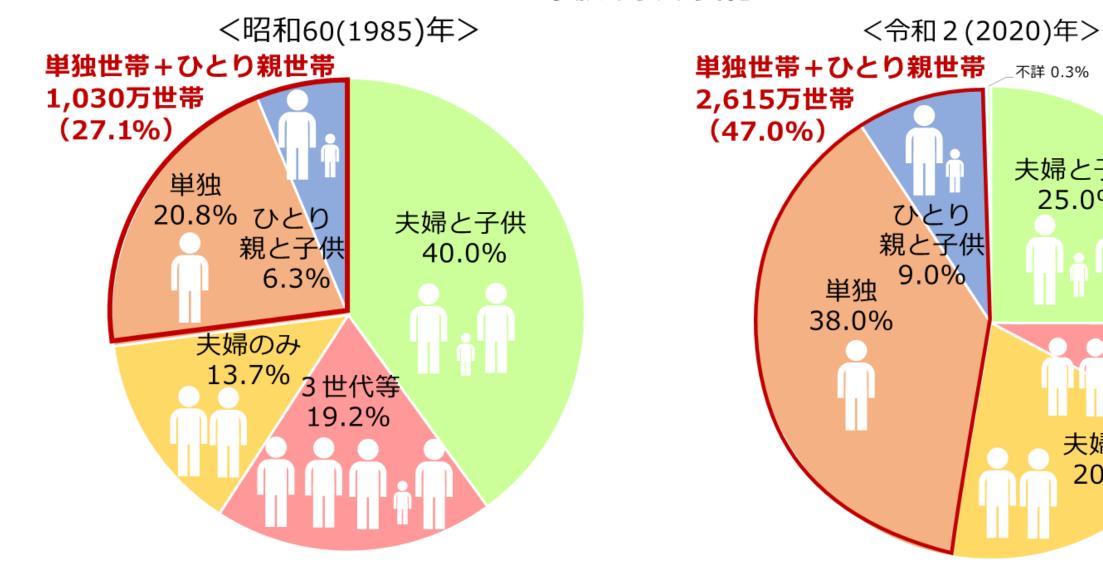


資料:1985(昭和60)年以前は厚生省大臣官房統計情報部「厚生行政基礎調査」、1986(昭和61)年以降は厚生労働省政策統括 官付参事官付世帯統計室「国民生活基礎調査」

- (注) 1. 1995 (平成7) 年の数値は、兵庫県を除いたものである。
 - 2. 2011 (平成23) 年の数値は、岩手県、宮城県及び福島県を除いたものである。
 - 3. 2012 (平成24) 年の数値は、福島県を除いたものである。
 - 4. 2016 (平成28) 年の数値は、熊本県を除いたものである。
 - 5. 2020 (令和2) 年は、調査を実施していない。

令和6年度版 厚生労働白書より引用

家族の姿の変化



- (備考) 1. 総務省「国勢調査」より作成。
 - 2. 一般世帯に占める比率。施設等に入っている者は含まれない。「3世代等」は、親族のみの世帯のうちの核家族以外の世帯と、非親族を含む世帯の合算。
 - 3. 「子」とは親族内の最も若い「夫婦」からみた「子」にあたる続柄の世帯員であり、成人を含む。

令和6年版男女共同参画白書より

不詳 0.3%

夫婦と子供

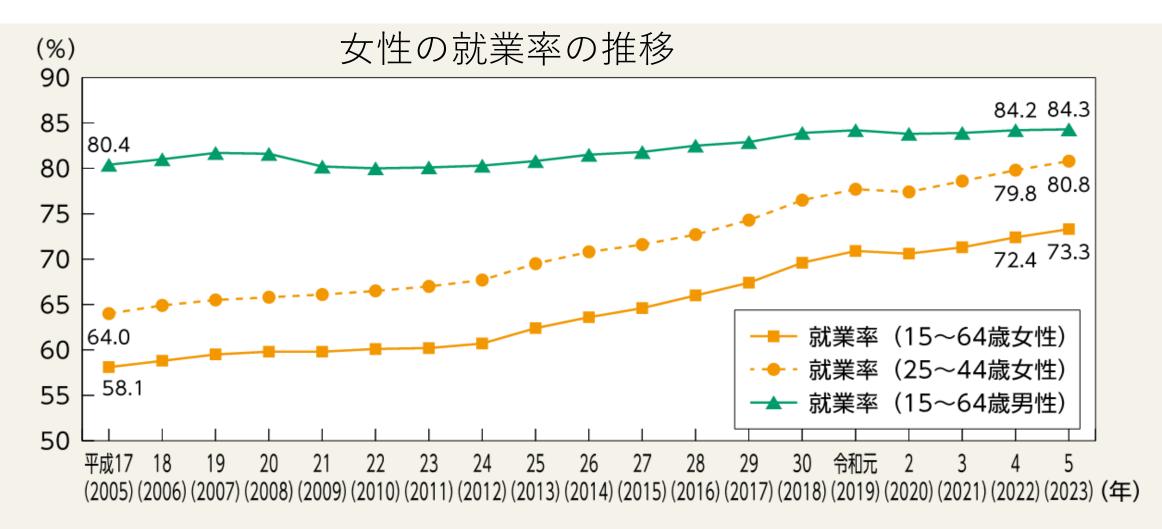
25.0%

夫婦のみ

20.0%

3世代等

7.7%



(備考) 1. 総務省「労働力調査(基本集計)」より作成。なお、労働力調査では令和4(2022)年1月分結果から算出の基礎となるベンチマーク人口を令和2(2020)年国勢調査結果を基準とする推計人口に切り替えた。当グラフでは、令和3(2021)年以前の数値について新基準切替え以前の既公表値を使用している。

2. 平成23 (2011) 年の就業率は、総務省が補完的に推計した値。

ひとり親家庭の現状

| | | 母子世帯 | 父子世帯 | 一般世帯(参考) | |
|----------|-------------|-------------------|------------------|----------|--|
| 就業率 | | 86.3% | 88.1% | 女性73.3% | |
| | | 00.370 | 00.170 | 男性84.3% | |
| | 役員を除く雇用者のうち | 53.5% | 91.6% | 女性49.8% | |
| | 正規雇用労働者 | 33.57 | 91.070 | 男性82.7% | |
| | 役員を除く雇用者のうち | 46.5% | 8.4% | 女性50.2% | |
| | 非正規雇用労働者 | 40.570 | 0.470 | 男性17.3% | |
| | | 236万円 | 496万円 | 平均給与所得 | |
| 平均年間就労収入 | | 正規雇用労働者:344万円 | 正規雇用労働者:523万円 | 女性314万円 | |
| | | パート・アルバイト等: 150万円 | パート・アルバイト等:192万円 | 男性563万円 | |
| 養 | 育費受領率 | 28.1% | 8.7% | _ | |

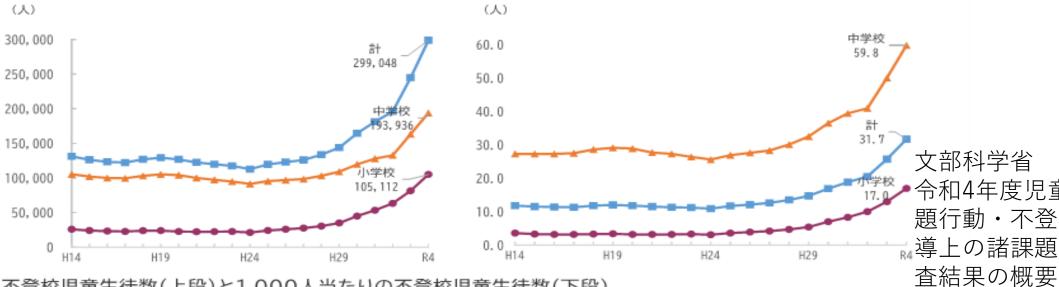
- (備考) 1. 母子世帯及び父子世帯はこども家庭庁「全国ひとり親世帯等調査(令和3(2021)年度)」(推計値)より作成。 母子世帯及び父子世帯の正規雇用労働者、非正規雇用労働者の構成割合は、「正規の職員・従業員」及び「非正規 の職員・従業員」(「派遣社員」及び「パート・アルバイト等」の計)の合計を総数として算出した割合。 平均年間就労収入は、母子世帯及び父子世帯の母又は父自身の就労収入。
 - 2. 一般世帯の就業率は総務省「労働力調査(基本集計)(令和5(2023)年)15~64歳」、平均年間就労収入は国税 庁「民間給与実態統計調査(令和4(2022)年)」より作成。
 - 3. 「民間給与実態統計調査」について、令和4(2022)年より、推計方法が変更されている。

小・中学校における不登校の状況について

- 小・中学校における長期欠席者のうち、不登校児童生徒数は299,048人(前年度244,940人)であり、 児童生徒1,000人当たりの不登校児童生徒数は31.7人(前年度25.7人)。
- 不登校児童生徒数は10年連続で増加し、過去最多となっている。

不登校児童生徒数の推移

■ 不登校児童生徒数の推移(1,000人当たり不登校児童生徒数)



文部科学省

令和4年度児童生徒の問 題行動・不登校等生徒指

*導上の諸課題に関する調

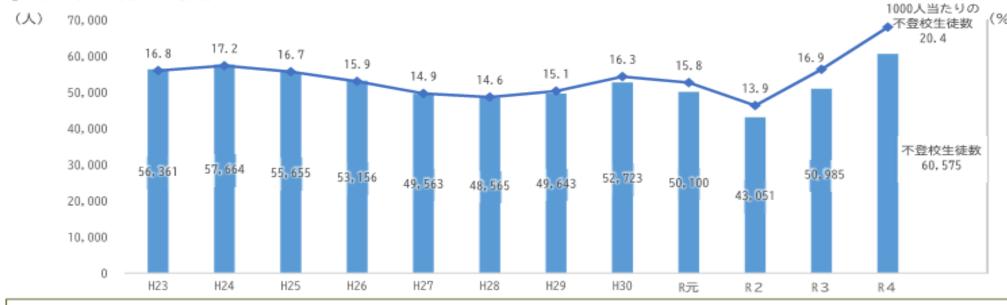
不登校児童生徒数(上段)と1.000人当たりの不登校児童生徒数(下段)

| | T # 1000 # 1000 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---------|-----------------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|
| | H14 | H15 | H16 | H17 | H18 | H19 | H20 | H21 | H22 | H23 | H24 | H25 | H26 | H27 | H28 | H29 | H30 | R1 | R2 | R3 | R4 |
| 小学校 | 25, 869 | 24, 077 | 23, 318 | 22, 709 | 23, 825 | 23, 927 | 22, 652 | 22, 327 | 22, 463 | 22, 622 | 21, 243 | 24, 175 | 25, 864 | 27, 583 | 30, 448 | 35, 032 | 44, 841 | 53, 350 | 63, 350 | 81, 498 | 105, 112 |
| 11-3-4X | 3, 6 | 3.3 | 3. 2 | 3. 2 | 3.3 | 3. 4 | 3. 2 | 3.2 | 3.2 | 3.3 | 3.1 | 3.6 | 3.9 | 4.2 | 4.7 | 5. 4 | 7.0 | 8.3 | 10.0 | 13.0 | 17.0 |
| 中学校 | 105, 383 | 102, 149 | 100,040 | 99, 578 | 103, 069 | 105, 328 | 104, 153 | 100, 105 | 97, 428 | 94, 836 | 91, 446 | 95, 442 | 97, 033 | 98, 408 | 103, 235 | 108, 999 | 119, 687 | 127, 922 | 132,777 | 163, 442 | 193, 936 |
| 中子权 | 27.3 | 27.3 | 27. 3 | 27. 5 | 28. 6 | 29. 1 | 28.9 | 27.7 | 27.3 | 26. 4 | 25. 6 | 26.9 | 27. 6 | 28. 3 | 30.1 | 32. 5 | 36.5 | 39. 4 | 40.9 | 50.0 | 59.8 |
| | 131, 252 | 126, 226 | 123, 358 | 122, 287 | 126, 894 | 129, 255 | 126, 805 | 122, 432 | 119, 891 | 117, 458 | 112, 689 | 119, 617 | 122, 897 | 125, 991 | 133, 683 | 144, 031 | 164, 528 | 181, 272 | 196, 127 | 244, 940 | 299, 048 |
| 21 | 11.8 | 11.5 | 11.4 | 11.3 | 11.8 | 12.0 | 11.8 | 11.5 | 11.3 | 11.2 | 10.9 | 11.7 | 12.1 | 12. 6 | 13. 5 | 14.7 | 16.9 | 18.8 | 20.5 | 25.7 | 31.7 |

高等学校における不登校の状況について

● 高等学校における<u>不登校生徒数は60,575人</u>(前年度50,985人)であり、1,000人当たりの 不登校生徒数は、20.4人(前年度16.9人)である。

■ 不登校生徒数の推移



● 90日以上欠席した者は、不登校生徒数の17.2%である。

文部科学省 令和4年度児童生徒 の問題行動・不登 校等生徒指導上の 諸課題に関する調 香結果の概要

| 区分 | 欠席日数30~89日の者 | 欠席日数90日以上で 出席日数11日以上の者 | 欠席日数90日以上で 出席日数1~10日の者 | 欠席日数90日以上で 出席日数0日の者 | 不登校 児童生徒数 | |
|-------|--------------|---------------------------|---------------------------|------------------------|--------------|--|
| 国公私立計 | 50,145 82.8% | 8,590 14.2% | 1,373 2.3% | 467 0.8% | 60,575 | |

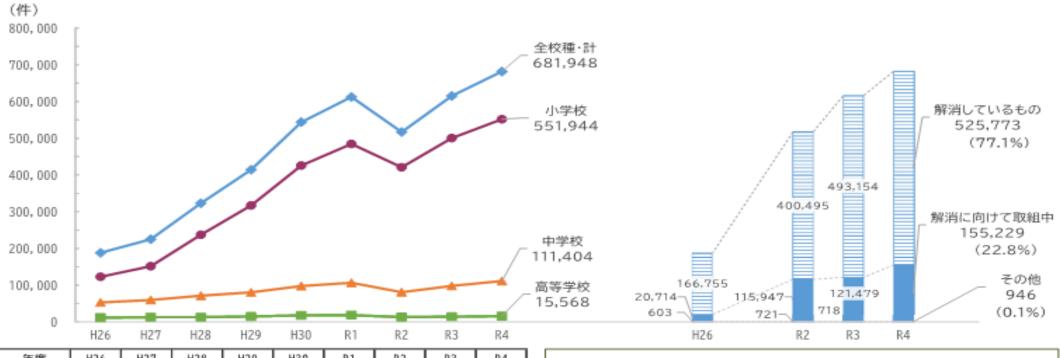
| | 国公私立計 | 不登校生徒数に対する割合 |
|-------------------|--------|--------------|
| 不登校生徒のうち中途退学に至った者 | 10,492 | 17.3% |
| 不登校生徒のうち原級留置になった者 | 3,374 | 5.6% |

※ 出席日数については、学校に登校した日数であり、 例えば自宅においてICT等を活用した学習活動を指 導要録上出席扱いとした場合など、出席扱いとした 日数は含まない。

いじめの状況について

▮ いじめの認知件数の推移

■ いじめの解消状況の推移(各年度末時点)



| 年度 | H26 | H27 | H28 | H29 | H30 | R1 | R2 | R3 | R4 |
|--------------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|
| 小学校 | 122,734 | 151, 692 | 237, 256 | 317, 121 | 425, 844 | 484, 545 | 420,897 | 500,562 | 551, 944 |
| 小子权 | 18.6 | 23.2 | 36.5 | 49.1 | 66.0 | 75.8 | 66.5 | 79.9 | 89.1 |
| 中学校 | 52, 971 | 59, 502 | 71,309 | 80, 424 | 97, 704 | 106,524 | 80, 877 | 97, 937 | 111, 404 |
| 中子权 | 15.0 | 17.1 | 20.8 | 24.0 | 29.8 | 32.8 | 24.9 | 30.0 | 34.3 |
| W 200 CO 4/A | 11, 404 | 12,664 | 12,874 | 14, 789 | 17, 709 | 18, 352 | 13, 126 | 14, 157 | 15, 568 |
| 高等学校 | 3.2 | 3.6 | 3.7 | 4.3 | 5.2 | 5.4 | 4.0 | 4.4 | 4.9 |
| 特別支援 | 963 | 1,274 | 1,704 | 2,044 | 2,676 | 3, 075 | 2, 263 | 2, 695 | 3, 032 |
| 学校 | 7.3 | 9.4 | 12.4 | 14.5 | 19.0 | 21.7 | 15.9 | 18.4 | 20.7 |
| er. | 188, 072 | 225, 132 | 323, 143 | 414, 378 | 543, 933 | 612, 496 | 517, 163 | 615, 351 | 681, 948 |
| ā† | 13.7 | 16.5 | 23.8 | 30.9 | 40.9 | 46.5 | 39.7 | 47.7 | 53.3 |

- 小・中・高等学校及び特別支援学校におけるいじめの 認知件数は681,948件(前年度615,351件)であり、 前年度に比べ66,597件(10.8%)増加している。
- 児童生徒1,000人当たりの認知件数は53.3件 (前年度47.7件)である。
- 年度末時点でのいじめの状況について、 解消しているものは525,773件(77.1%)であった。

文令児問不徒諸す果部4年徒動等上に査要省をの・生の関結

② 学校教育法施行令第22条の3に該当する在籍者数(小学校第1学年・中学校第1学年)

ア 学級種別在籍者数

(令和4年5月1日現在)

| | | 特別支援学級 | 通常の学級 | うち通級による指導を 受けている児童生徒 | 合計 |
|------|-------------|---------|---------|-------------------------|--------|
| | 小学校 | 3,729 | 360 | 53 | 4,089 |
| R4 | <u>第1学年</u> | (91.2%) | (8.8%) | (1.3%) | (100%) |
| ''' | 中学校 | 2,977 | 268 | 24 | 3,245 |
| | 第1学年 | (91.7%) | (8.3%) | (0.7%) | (100%) |
| | 小学校 | 2,773 | 291 | 42 | 3,064 |
| (参考) | 第1学年 | (90.5%) | (9.5%) | (1.4%) | (100%) |
| H30 | 中学校 | 1,797 | 245 | 30 | 2,042 |
| | 第1学年 | (88.0%) | (12.0%) | (1.5%) | (100%) |

^{※ ()}内は、それぞれに対応する「合計」の数値に占める割合。

多様な学生の姿とは

学生のもつ特性を理解する

いわゆる「発達障害」がある場合

01

注意欠陥多動性障害: 不注意、多動性、衝動 性のいずれか、または これらの組み合わせが 特徴 02

学習障害:知的な能力 に課題はないが、特定 の学習領域において著 しい困難を示す状態 03

自閉スペクトラム症: コミュニケーションの 困難さ、特定の行動へ のこだわり、感覚の過 敏さなどを示す

知的な課題やメンタルに課題がある場合

01

知的障害:知的機能の全般的 なおくれ。知的な課題は最重 度から軽度まであり、状態や 生活上の困難はそれぞれ違う

02

精神障害などメンタルヘルス に課題を抱える場合

うつ、統合失調症、双極性障 害、不安障害など

社会的な困難を抱えている場合

01

家族間での人間 関係に起因する 課題 02

経済的な課題

03

その他

学びの場での困難とは

事例より考える

事例から考える1

- 障がいなどの課題がある場合
- ①本人も家族も医学的診断等を受けて、障がいがあることを知っている場合
- ②本人には知らせず家族のみが診断結果を知っている場合
- ③本人は診断を受けているが家族には知らせていない場合
- ④本人は気づいていないが、家族は子どもの行動に不安を感じている場合
- ⑤本人は悩んでいるが、家族が本人の言動に不安を感じていない場合
- ⑥本人も家族も、本人の言動に不安を感じていない場合 など

事例から考える2

- 社会的な困難を抱えている場合
- ①本人も家族も支援を望んでいる場合
- ②本人は望んでいるが、家族が支援を望んでいない場合
- ③本人は望んでいいが、家族は支援を望んでいる場合
- ④本人も家族も支援を望んでいない場合
- ⑤本人や家族への支援が見つからない場合 など

事例から考える3: 本人の違和感から診断へ繋がった事例

事例の概要 Aさん 22歳 男性 福祉関連の資格を目指して就学

• ソーシャルワーク関連の演習の担当として関わりを持った

事例から考える4: 家族は本人の状態を知っていたが本人が知らなかった事例

事例の概要 Bさん 22歳 男性 福祉関連の資格を目指して就学

• 専門演習の担当としてかかわり、ソーシャルワーク関連の演習でも担当した

事例から考える5: 本人も家族も自分の状態を不安に思っていたが援助希求がなかった事例

事例の概要 Cさん 22歳 男性 福祉関連の資格を目指して就学

• ソーシャルワーク関連の演習の担当として関わりを持った

学びの場や教員に求められることとは

専門職を養成すること

多様性と包摂

- ソーシャルワークのグローバル定義には、「多様性の尊重」
- そして、多様な背景をもつ人々にたいする「社会的包摂」がいわれている
- 包摂社会をめざすことは地域共生社会の実現にむけて必要なこととされている

学びの場の保障と合理的配慮

- だれもが学びを保障されるためには、学びのための配慮が必要であり
- 今年度の改正された障害者差別解消法においては「合理的配慮の不提供」 も差別であるとして、民間事業者に対しても不提供の禁止が掲げられた。

それは

障がい学生の平等な修学の機会を保障するため、学校等が行う必要かつ適当な変更・調整のこと

学校等において教育を受けるときに個別に必要とされるもの

専門職教育と合理的配慮

では、専門職教育においてどこまでを「合理的配慮」とするのか

以下は含まれない事項と考えられる

- 教育の目的・内容に関わる本質的な変更を伴うこと
- 国家試験受験資格の付与や卒業要件を変更・緩和すること
- 成績評価に関する基準を変更・緩和すること

専門職を育てる私たちの仕事

学生を育て、社会に輩出していくこと

その先には、「利用者の生活」がある

- その生活を支える専門職教育として
- ⇒専門職教育として「質の担保」を図ること
- ⇒本人の将来を育むとき「できないこと」をはっきり伝えることも重要
- ⇒介護の仕事は、「だれでもできる」仕事ではなく、

「専門性をもった人」がするプロ仕事であるという誇りをもって卒業させる

専門職の活躍と利用者の幸せを願って